

平成 24 年度大磯町教育委員会第 5 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 8 月 15 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階委員会室
3. 出席者 竹 内 清 委員長
曾根田 眞 二 委員長職務代理者
青 山 啓 子 委員
大 橋 伸 明 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 教育部長
大 隅 則 久 学校教育課長
鈴 木 義 邦 学校教育課副課長
増 尾 克 治 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課副課長
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 16 号 平成 24 年 9 月補正予算における教育委員会予算要求について
8. 協議事項
協議事項第 1 号 大磯町立中学校給食に関する懇話会の設置について
協議事項第 2 号 生涯学習推進計画の策定について
9. 報告事項
報告事項第 1 号 平成 23 年度教育委員会所管決算見込みについて
10. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、7月定例会が開催されました平成24年7月19日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。7月21日から9月9日にかけて、郷土資料館では、夏季企画展「東海道大磯宿 一島本陣資料を読み解く」を開催しております。7月24日、郷土資料館運営委員会を開催しました。平成23年度事業報告、平成24年度事業計画及び予算、展示リニューアル等、夏季企画展について報告・審議いたしました。7月28日、大磯町立学校PTA連絡協議会と教育委員との懇談会を開催し、昨年度作成した大磯町立学校・幼稚園における地震対策マニュアルの説明及び各園学校での要望等についてPTAの役員と意見交換を行いました。8月6日、二宮町町民センターで開催された町村教育長Aブロック会議に出席いたしました。内容については、8月11日、青少年指導員主催による高麗山ナイトハイクが開催され、当日は親子合わせて14名の参加がありました。そのほかにも、夏休み期間中であるため、子どもを対象とした事業や教員を対象とした各種研修会を開催いたしました。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご覧ください。

議案第16号 平成24年9月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 9月補正予算について説明いたします。今回の補正予算は、歳出のみで大磯小学校体育館耐震改修事業に係る、工事監理委託料及び工事請負費となります。改修工事の概要としては、4月定例会において補強(案)として報告させていただきましたが、耐震補強関係工事としては、その時の(案)と大きくは変わっておりません。壁に鉄骨ブレース4箇所、屋根に鉄骨ブレース8箇所、柱と梁の接合部2箇所に鉄骨製方杖を設置するというものです。また屋根改修工事として、既存屋根を外側から全面的にカバーをする工事、非構造部を補強するための外壁改修工事として、3階部分ALCパネルの一部撤去新設、一部は既存外壁を残したまま外側からカバーする工事、同様に非構造部を補強するための建具改修工事として、3階部分のサッシ12箇所全て撤去新設、強化ガラスの設置工事を行います。この補強によりI_s値は、補強前の0.5から0.89へと向上します。その他の改修工事としては、4月定例会で報告した(案)としては、3階部分まで足場を組むということで、アリーナ照明等の改修を計画しておりました。これは、新たに昇降式LED照明器具30台を設置す

るとともに、その他の照明などの電灯器具、自動火災報知設備撤去新設を行います。今回具体的にになった工事としては、既存内壁、鋼製建具、鉄骨部材の塗り替え、アリーナ床改修、クラック補修、暗幕撤去新設、スピーカー取替え、また防災倉庫関係工事として、1階西側倉庫の建具改修、換気扇設置などを行います。大磯小学校体育館の耐震補強・改修工事は、工事期間が来年の7月から8月となりますので、平成24年度・25年度の継続費となります。歳入につきましては、現在平成24年度の追加申請を準備しておりますが、現状では内定等確認ができておりませんので、9月補正においては要求しておりません。今後内定が確認でき次第、補正予算に計上することとなります。9月補正の説明は以上となります。

質疑応答)

委員長) 前回の説明から具体的に補強改修工事の内容についての説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

曾根田委員) 何点かあります。ここにまず縦書きの細かい内訳の資料、今回の数字については多分審議できないことになっていきますよね。その上で、質問についてはよろしいですか。審議はしないけれども、わからないところだけ。

まず1点目、内部資料の監理手数料ですけど、設計委託料は4月の臨時会で補正を組んだと思います。ちょっと恥ずかしいですけど、監理委託手数料は今回上げたのは最初からわかっていたのではないかと思うけど、その点はどうですか。

学校教育課長) 4月の臨時議会で、補正予算において設計委託料を要求させていただいたところでございます。設計委託と監理委託について、基本的には、設計委託を請け負っていた業者への随意契約という形になるかと思うのですが、町の手続としては、設計委託は設計委託で予算要求して、監理委託は監理委託で別に予算要求をするという形をとらせていただいております。そういう中で、工事の監理ということになりますので、今回、工事費と一緒に補正予算として要求させていただいたというところでございます。

曾根田委員) わかりました。監理委託料、設計委託料は随意契約ですけども、工事は随意契約でしたか。

学校教育課長) 工事請負費は一般競争入札という形になります。神奈川県の入札システムの中での一般競争入札という形になります。

曾根田委員) この実施割合は、24年度、25年度の工期の案分ですか。

学校教育課長) 工期の案分と、工事の始めに工事費がかかりますので、案分とともに一部、1年目に余計に見ているといったところです。

曾根田委員) 基本的は、全体の工期に係る基礎部分というのがあると思いますが、その部分も24年度に出させるということですか。

学校教育課長) はい、そのとおりです。

曾根田委員) 聞きたいのは、縦書きの資料なのですが、質問という意味で捉えてください。回答する必要はないと思いますが、これは、建築課でしたか、実際に発注する町の所掌の課はどこでしたか。

学校教育課長) 工事発注についてですが、財政課が入札は取りまとめています。設計につきましては、今回から設計士が教育委員会に配置されていますので、去年

までは都市計画課の設計担当にお願いしましたが、今回から教育委員会に設計士が入っていますので、その者が担当することになります。

曾根田委員) この数字、多分、見積もりをとっていますよね。作るに当たっては、外部の業者から予定価格をつくるための見積もりをとっているかと思いますが、それはとっていますか。いませんか。

学校教育課長) 当然設計委託をしておりますので、設計委託業者が各内容についての見積もりをとっております。それを私どもの設計の担当がチェックをするというような形をとっております。

曾根田委員) この数字が入札に当たっての予定価格の参考となるとと思いますが、実際、発注に当たっては、とった参考見積もりを踏まえて予定価格を作成して、さらに入札にかかるのですけれども、この数字は他には出ていないでしょうね。

学校教育課長) 補正予算書には、総額の金額は出ますが、細かい数字については出ません。

曾根田委員) 大磯町は、工事をする場合に価格は公表するのですか。

学校教育課長) 予算書に出ている総額だけになります。

曾根田委員) 入札のときにどうですか。

学校教育課長) 仕様書の中で、金額を抜いた仕様書です。

曾根田委員) 各市町村、県もそうですが、予定価格を公表している場合もあるけれど、それはないですか。

学校教育課長) ないです。

曾根田委員) 何が言いたいかという、これを出してもらうのは非常にありがたいと思いますが、こういうふうに出してしまうと、仮に漏れるとすると、ちょっとまずいのではないかと。秘密会での話が僕はいいのではないかと思います。

学校教育課長) やはりこの部分は出てこないと思いますので、取り扱いというのは十分注意しないといけないと考えます。内容によって、予算の審議になったときに秘密会ということもあると思います。

曾根田委員) 教育委員として、所掌は教育委員会の事業だから、当然我々は審議するのだけれども、きょうは傍聴が来ていたら言うのをやめようと思ったんですけど、来ていないから、部内者だけだから言うのだけれども、こういう数字はよほど気をつけないと、入札の競争妨害になってしまって、どこかで漏れちゃった場合、これが全部わかるから、内訳自体も、本当はまずいです。それは今後注意してもらわないといけない。参考までに、直接工事費と間接費を見ると、諸経費の間接費が4割強になっていますが、これは何か高いとか安いとかイメージはありますか。

学校教育課長) こちらの諸経費につきましても、基本的には国の算出方法によって出しているところがあるのですが、実際、ほかの工事もやった中では、やはり最終的に金額を削らなければいけない部分という、どうしても諸経費の部分で調整する。精算上はそうなっているわけですが、調整せざるを得ないところもあり、影響としては大きいと思います。

曾根田委員) 理解できないのは、基本的に町も国の国交省なり県の公共工事共通積算基準に基づいてやっていると思いますが、諸経費というのは、一般管理費や現場管理費などを含むものだと思います。上の仮設工事から改修工事までは直接工事、直工費で、これにかけていますが、通常からいうと、これは建築ではな

く改修工事なのです。改修工事の基準からいくと、僕のこれまでの経験からいうと、国の基準を見ると、例えば直工費の金額によって諸経費となる一般管理費、現場管理費も変わりますが、例えば全体工事の直工費が1,000万以下の場合には4～5%とか、それから1,000万を超える数億円以下はY%としている。何億円以上はZとして、率的には、 $X > Y > Z$ となりますが、それにしても、大概、改修工事の場合は大体20%～30%はいかないのですけれども、少し高いような気がしないでもない。この諸経費の項目は何でしょうか。

学校教育課長) 内部的に言うと、共通仮設費とか現場管理費、一般管理費ということで、共通仮設費につきましては、直接工事費の4.70%、現場管理費につきましては、直接工事費と共通仮設費を足した純工事費×16.3%。それと一般管理費につきましては、純工事費に現場管理費を足した工事原価に10.6%を掛けた数字という形でそれぞれ一般管理費、現場管理費、共通仮設費というものが算出されております。それと、消費税ということで5%がかかったものが最終的にその積み上げという形になります。

曾根田委員) 多分、適用している項目自体は間違っていない。問題ないと思います。その数字は新築ではなくて改修の工事が適用されていますよね。

学校教育課長) 大丈夫だと思います。

曾根田委員) 少し高い気がしないでもない。それから、その他工事と本来の耐震補強関連で見ると、あまり金額の差がないようだけど、例えば直工費、耐震工事が3,500万、その他工事が2,400万。本当にこれは耐震工事そのものではないではないかという気がします。質問ということではないから、答えなくてもいいかもしれないけど、どんな感じを持っていますかね。

学校教育課長) 今回、大磯小学校の体育館につきましては、耐震の調査委託をやった中で、計画としては、当初は大磯小学校体育館の大規模改修ということ視野に入れて、最初に耐震の数値を求めたところ、耐震が足らなかったため、前倒しして耐震補強をやっていこうというところからスタートをしております。

したがって、耐震補強がメインであると考えておりますが、その中で3階部分に足場を組むことを考え、照明工事をやろうというところと、あと保護者説明会や、先日のPTAの懇談会にも出たと思いますが、壁とかアリーナの床なども改修して欲しいというような話も出ました。そういう中で、当初、大規模改修ということも見据えておりましたので、保護者の方の意見もありましたが、削るとか、壁がささくれているというところ、危険だということがありましたので、その部分については今回当初にプラスして入れさせていただいたところもあります。そういう中で、その他工事との割合が、6：4というような割合になっているということでございます。ただ、あくまでも耐震補強ということを中心に想定して計画はさせていただいていると考えています。

曾根田委員) 全体的に経費の出し方は、基準は国なり県の公共積算に基づいているので、全然問題ないと思いますけど、僕の経験からすると、諸経費が高く感じるなというのがありましたので、質問させてもらいました。

委員長) 今、曾根田委員のほうから指摘があった、中身というよりも、資料の部分について、この取り扱い、今後のことも含めてですけれども、十分にお互いが注意をしていかないといけない。特に数字の部分が、絶対あってはいけないのだけれども、外に出てしまうということがあっては非常に大変なことになります

ので、この資料だけではなくて、一般的に大事な資料については、提示の仕方についても、今後十分注意をして欲しいと思います。

私のほうから単純な質問です。アリーナの照明の話がありましたけれども、今の磯小の体育館に入ると、暗い印象を受ける気がします。老朽化あるいは壁の色等の問題もあろうかと思うのですが、今度、新たに照明の部分についての工事を行うということで、LEDが30台つくということで、照度そのものについては、現状と比べてどのようなことになりますか。

学校教育課長) やはり大磯小学校の体育館は暗いというイメージがありますので、今回、明るくするような改良ということで、LEDの照明を30台ということで考えさせていただいておりますので、今までより、はるかに明るくなると考えております。

曾根田委員) いつから工事に入る予定ですか。

学校教育課長) 予定としましては、ここで9月補正を議会のほうでご承認いただきましたら、早速入札の手続に入りまして、10月から、一般競争入札になりますので、工事の手続に入ってから大体1カ月ぐらいは公示という形になりますので、多分、10月の中旬から下旬ぐらに入札が開かれる。そうしますと、金額が5,000万円以上の工事になりますので、工事契約について議会の承認を得なければいけないということで、こちらにつきましては、定例で考えると12月定例会になってしまいますので、少しでも早くやるという点では、まだ調整等をしておりませんが、臨時議会等のお願いしようと考えております。このようなスケジュールを考えますと、12月ぐらから工事の下準備という形で入っていきますので、作業が始まる前の囲いなど、手前の準備が12月ぐらから始まると思いますが、完全に工事が始まるというのは、年が明けてしまうのではないかとというようなところで考えております。

曾根田委員) もう1点、参考までに、設計のほうはもう走っていますよね。設計はいつから走りましたか。

学校教育課長) 設計につきましては、4月の臨時議会で予算をいただきまして、すぐ入札に入らせていただきましたので、5月から設計は入っております。それで、今回も第三者判定を設計に対して受けなければいけないということですので、7月中に補強部分について判定を受け、第三者判定はすでに通っております。その結果を受けた最終的な積み上げ、概算の積み上げにもなるわけですが、もう少しより詳細な積み上げを今行っているところでございます。

曾根田委員) それはいいですけど、今、入札と言ったのは随意契約でしょう。

学校教育課長) そうです。随契です。

曾根田委員) 設計の随意契約だから、いつ設計を頼みますよという、契約行為が当然発生しますが、いつから設計に入っているか。

学校教育課長) 随意契約です。

曾根田委員) 僕が言っているのは、3月にはわかったのだから、しかも設計は随意契約だから、手続をぱっとやって、進めながらしかも工事も早くやる。全体を早くやりたいということから言っているわけであって、何か今聞いていると、だんだん、だんだんこじれていってしまうという感じがして、そこをどうなっているかと聞いているわけ。

学校教育課長) 当然、耐震調査を行ったところに随契でやるということ、ただ、随契

でやるということについても議論がいろいろあったわけですが、学校教育課としては随契で行いたいということで、最終的には随契でやらせていただいたところでございます。そういう中で、随契になる前提で準備を進めることをお願いはしますが、あくまでも随契を必ずやるという決定はできていませんので、契約前に正式な形をお願いするということはできません。当然、5月に予算を取った後に随意契約で行うといった時点で、内々では準備をお願いしていますが、その前には正式には言えないといったところがあります。やはり予算取りと議会の関係とその後の契約の関係といった中でいうと、今、曾根田委員が懸念されているような状況になってしまうといったところです。

曾根田委員) 事情はわかりますが、事が事だけに、やはり学校教育の関係で生徒が安心してやる環境をつくるのが一番なので、随意契約ができない法的な根拠があるのですか。それとも、議会とのやりとりの中で、そういう制約があるのですか。

学校教育課長) 随契理由というのは、地方自治法に定められている中で、要件に該当すれば随意契約ができるものです。私どもとしては、地方自治法にのっとった中で、随意契約で行いたいと考えておりましたが、競争入札にしたほうが安くなるのではないかというような話も一部、財政当局との話の中では出た点もありました。要するにコスト面を考え調査委託と設計委託は違う業者になってもできるという議論もありました。そのような中で、随意契約にするのか、入札にするのかという最終的な判断というのは、予算が確保できた後に契約を結ぶときに契約方法を判断するもので、その結果随意契約になったというのが経過でございます。

曾根田委員) 言っていることは理解できますが、僕も国交省などの随意契約をやったことがあって、随意契約をやる法律はありますが、随意契約を結ぶ理由というのは、例えばそこしかノウハウがないとか、あるいは緊急避難的にできるわけです。まさにこの耐震の関係というのは、急ぐ話でもあるわけです。緊急にやらなければいけない事業だと。所管は教育委員会ですけれども、持ち物は町だから町長になります。そこは財政課のほうの話ではなくて、目的が何で、何のために、いつやらなければいけないかというのが、まず大前提があって、我々、委員長も含めて多分、随契でいいのではないかという話をしたと思いますが、全く4月以降の議論が生きていないような気がする。例えば契約書なり、福島部長が、町長も含めて、これはこうだから、こうやってほしいと。そんなときにコストが多少下がる云々は、まったく別だと思えます。確かに入札すると多少下がるかもしれないけれども、そこは随意契約を当たって、必要なもの、何が目的かというのを捉えて、入札をしないで随意契約をしますと。したがってこういう費用でありますと。多少僕は増えてもいいと思っています。むしろ工事については一般競争をするべきであって、だからこんな水面下で頼んでいか、頼んでいないとか。では、今後ゼロになる可能性もなくはないでしょう。だんだん遅れてしまうのではないか。そういう逆転しているような感じもします。耐震は早くやらないといけないし、必要だと思っています。しかも、体力増強というののもあって、体育館というのは必要なのはわかっているはずですので、そこはもう少し教育委員会として財政課なり町長に、こういうことで進みたいと出してもいいのではないかと思います。少し弱いような気がします。

教育部長) 確かに曾根田委員の言われているとおり、設計委託と監理委託、耐震診断をその業者がセットでやれば、当然それはスムーズにいきますからいいと思いますが、ただ、ポイント、ポイントで手続というのが、いろいろ、地方自治法にも決まっていますし、議会の議決も必要、あるいは入札か随契かを定めるのは、指名選考委員会。それは財政課の契約の部局でやるのですが、当然、私たちも入って話をして、これは随契で願います。どうしてもそういう手続を経て契約行為になります。手続も町で決めた手続がございますので、それに沿った形で、私たちのほうは当然随契で願いますし、このケースについては、一般競争入札というのが大きな枠なので。ただ、曾根田委員が言われたとおり、早急にやりたいということで、初めから知っている業者に随契でやりたいという気持ちは当然あります。ただ、町としても法的な手続とか、議会の関係などがございまして、どうしてもその手続を経ていかないと、なかなかうまくいかない部分がございます。私たちは、これは随契にしたいということで、設計委託のときも随契だという話をしていましたが、議会のほうが入札でいいのではないかという話も、当初、出たぐらいですので、なかなか私たちの思いと手続、あるいは議会、その辺の考え方の違いが出てきたというのがあります。気持的には、私たちもそう思っているのは事実でございますのでご理解をいただきたい。話は当然してございますので、町長も随契というのには理解していただいています。ただ、そういう手続があるというのには、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長) 手続のことは確かにあって、それを踏まなければいけないというのは我々もよくわかります。曾根田委員も、それ以外の3人の教育委員もすべて、学校の状況、それから保護者、子どもたちのことを諸々考えると、何よりも安全性はもちろん大事だし、それを最優先すべきです。かつ、迅速に仕事を進めて、早く使いたいというのは、この前の磯P連のときのお話にもあったし、いろいろな場面で保護者、あるいは学校からも出ていると思うんです。それを町長部局との話し合いの中で、かなり教育委員会の意思ということで向こうに伝えて、説得をするという気持ちで当たってほしいと思います。いつ話を聞いても、必ず早くやってほしいと。例えば卒業式もそこでやりたいという意見もあるので、そういうことを踏まえた交渉をしているとは思いますが、より一層これについてのお願いをしておきたいなと思っております。

曾根田委員) 今、部長の言うことはよく理解はしています。手続論というのは非常に面倒で、どこの自治体もそうだとすることは、よく理解しています。ですけど、それを踏まえた上で、例えば議会対応というのがあれば、今までの6月議会だって、あるいは議運だってあるだろうし、常任委員会もあるだろうし、そこに素早く、委員会があるのだから、そこをうまく使って、そこを根回しして議会にかければいい話であって、6月にかけられたと僕は思っています。だから、3月にわかって、4月になって設計委託料を補正予算で出すよと言っているのだから、そこはもう少し、手続上は当然ありますが、もう少し前へ動きがあっても僕は言っているわけです。そのために議運があるのでしょう、委員会だってあるのだと僕は思っています。

では、設計は実際にちょこちょこしか始めていないわけですか。

学校教育課長) これから工事の予算がとれた後に入札があるわけですが、それから建築確認申請とかがありますので、今回の設計委託については、9月の工事費を

まず出して、それを補正予算に計上するもので、

曾根田委員) それはいいですが、設計にもう着手していますか。

学校教育課長) はい、しています。

曾根田委員) いつ終わりますか。

学校教育課長) 今回概算工事費という形で9月補正に出てきますので、その後の作業としましては、詳細の設計図を今つくっている段階です。建築確認を受けますので、建築確認のための設計図をこれからつくるといふ段階であります。

曾根田委員) もう一点だけ。当初示された予定線表はずれてきますか、きませんか。

学校教育課長) 当初の計画と今のところずれていない形で進んでおります。

曾根田委員) わかりました。もう少し動き方を考えてもらいたい。

委員長) ほかに。よろしいですか。

青山委員) 一つ、横書きの表の中で、スピーカーが重いから今回取り替えるというお話だったのですが、これは、重いという理由だけで、使えないとかそういうことではないのでしょうか。

学校教育課長) スピーカー自体は、体育館のステージの脇の高いところにある大きいスピーカーです。重くて、落下するかどうかというのは、この間の調査では出ていないのですが、最近非構造部材の耐震性の話も出ており、やはり重いので、落下の可能性もある。今は新しく軽いのがありますので、対処したほうがいいのではということで取り替えます。スピーカーとしては使えます。

青山委員) スピーカー自体も、全体の中からはれば微々たるものですがけれども、結構値段がかかるものかと思うので、どこかで再利用できれば良いと感じましたので、意見を言わせてもらいました。

大橋委員) 曾根田委員がほとんど言って頂いたのですが、少し細かく伺います。

外壁の改修工事ですけど、体育館全体は、外の色を塗ったり階段部分を直したり、そういうことは入っていないのですか。

学校教育課長) 基本的に3階部分のALCパネルが落下するということですので、このところは、全面的にカバーします。2階より下の部分ですね。そちらのほうについては、当初の計画では、耐震補強というところをメインに3階部分をやっていくということでしたので、当初の説明では、2階以下はほとんど手をつけないという考え方で計画しておりました。その後、説明会等が出てきたものとして、アリーナ部分の床も大分傷んできて、生地の下の素地まで出てきているところもあり、そこは修理したほうがいいのか。また、中の鉄の扉など、塗装が剥げているので、塗り直したほうがいいのか。壁もささくれているようなところがあるので、修理したほうがいいのかなどの意見もでましたので、アリーナについても一部改修しようということで、今回予算に計上し、工事の計画にさせていただいているところです。外の2階より下の部分についての対応というのは、今回の工事には入っていないです。塗ることができるかは、工事の中で、予算の範囲はありますが、そういう中である程度対応が可能ということであれば考えることはできますが、最初の工事費の算出の中には入っておりません。

大橋委員) もう一点ですけど、体育館下は、職員の駐車場にしているじゃないですか。そこに職員の下駄箱みたいなものがあるじゃないですか。大磯小学校の職員の玄関はあそこですか、運動場のほうなのですか、どちらなのですか。

学校教育課長) 正式なのは、運動場側の玄関です。

大橋委員) 外壁を塗らないとなると、下の車をとめているところも、薄暗いまま、そのままなのですか。

学校教育課長) 今の計画ですと、そこまでは入っていないです。

委員長) ほかにはありますか。

それでは、先ほどから出ているように、とにかく早く、計画どおりに今進んでいるという話ですが、ずれが生じないように、あらゆる手だてを使って、早く学校や子どもたちに使わせたいなという思いは教育委員皆一致していると思いますので、そのように念頭に置きながら今後作業を進めていただきたいということを要望して、質疑のほうを打ち切りたいと思います。

委員長) それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 16 号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 16 号 平成 24 年 9 月補正予算における教育委員会予算要求については原案どおり承認をいたします。

協議事項第 1 号 大磯町立中学校給食に関する懇話会の設置について

学校教育課長) 大磯町立中学校給食に関する懇話会の設置について、7 月定例会でご意見等いただいた内容を考慮した中で要綱(案)を作成いたしました。今回ご意見等いただき要綱を固めたいと考えております。今回の要綱(案)において 7 月にご意見をいただいている点として、趣旨において「中学校給食の必要性や実施に向けての課題等を調査し、食育の推進を含めた中学校給食のあり方を検討する。」という内容について、中学校給食を推進するような表現にしたほうがよいのではとのご意見がありました。その後町長と打合せする機会があり確認したところ、中学校給食の必要性から話し合っほしい旨の話がありましたので、趣旨としては 7 月に示したのから変更しておりません。また、懇話会の人数につきましては、7 月では 20 名以内としておりましたが、人数が多いのではとのご意見もあり 16 名以内といたしました。内訳としては、PTA の代表を 4 名、中学校長 2 名、小学校長 2 名、小学校の栄養教諭及び栄養士 2 名、公募町民 5 名以内と新たに食育の観点から町の栄養士 1 名を加えました。要綱(案)の変更点としては、以上となります。次にスケジュールですが、当初アンケートを 12 月から 1 月としておりましたが、早くしたほうがよいとのご意見がありました。アンケートの期間も 1 ヶ月と短くし、11 月に行うよう変更しております。

(質疑応答)

委員長) ただいま事務局から大磯町立中学校給食に関する懇話会の設置について、先月の協議を踏まえた中で一部修正した要綱案の説明がありました。

曾根田委員) 確認します。第 3 条の人数のところ、1 番の小中学校 P T A 代表は何名ですか。

学校教育課長) 4 名です。各 P T A 1 人ずつです。

曾根田委員) あと町立中学校は 2 名、小学校は 2 名ですね。それで 8 名。あと (4)

の「及び栄養士」は、前は1名でしたが、何名ですか。

学校教育課長) 表現を修正しました。大磯小学校は「栄養教諭」だったのですが、国府小学校が「栄養士」であったためです。人数は、前回も2名で説明していると思います。栄養教諭だと国府小学校の栄養士さんが対象ではなくなってしまうので、「及び栄養士」としました。

曾根田委員) あと、(5)は1名ですよ。

学校教育課長) はい。

曾根田委員) そうすると、11人の後は4名以内ですか。

学校教育課長) 5名以内。

曾根田委員) 2点目、保護者からの意見聴取、横書きのものですけれども、これは、1月にありますが、アンケートの結果を踏まえて、その結果をまとめたものを、12月の懇話会で全体をまとめるようにしますと。そのアンケートの結果内容はこうでしたというのをご披露する場になるのですか。

学校教育課長) そのとおりです。そこでアンケートの結果を出しながら、アンケートをもう一度そこで出して、またそこで保護者との意見聴取をするという形で考えています。

曾根田委員) じゃあ、意見聴取だから、保護者がやってくださいという意見が大多数を占めて、その意見を懇話会にフィードバックするわけですよ。

学校教育課長) はい、そうです。

曾根田委員) それから、教育委員会の2月にかけて、保護者からはやってくださいと、教職員とかほかの人が必要ないと言ったときに、その影響は当然出るわけですが、それを踏まえて保護者がやってくれと言われて、持ち帰りますとあって、それを教育委員会にかけるのだろうけど、懇話会の中では、こういう意見がありましたというだけの判断ですよ。

学校教育課長) はい、そうです。

曾根田委員) やる、やらないは決めないのでしょ。

学校教育課長) はい。

曾根田委員) やるのは教育委員会ですよ。

学校教育課長) はい。

曾根田委員) 教育委員会で、やっぱり必要ないと結論しちゃったときに、どういう形になるのか。意見聴取するって言うけど、逆の判断をした場合にはどうなるのですか。この保護者の意見聴取をするというのは、スタンスがよくわかりません。する必要があるのでしょ。

大橋委員) アンケートをここでとっていて、何でもまた保護者から意見を聞くのかというのがわかりません。だって、アンケートで「やってください」という意見が大多数だったら、話を聞く必要がないのではないですか。

教育部長) アンケートの公表というか。

大橋委員) 公表だったら、PTAの代表が来ているのだから、自分のところで学校でプリントを出せば済む話じゃないですか。こういう結果でしたって。プールの時もそうだったですけど、ちゃんとそこで、そういうところから発信させることをさせないと、急に決まったという人もまた出てくると思います。絶対出てきますよ。だから、そこは教育委員会が学校で出す「PTAだより」なり何なりにちゃんと書いてもらって、それと町の広報と、しっかりその辺を徹底的に

周知していかないと、またこれプールの時と同じように、聞いてないと出てくる人がいるので、そこら辺はしっかり舵をとってやらないと、また嫌な思いをする人が増えるので、そこは注意してください。

青山委員) 集会を開くということになっていきますけれども、ここに行って意見を言おうという人は、大概、給食をつくって欲しいという考えの人になると思います。アンケートの結果がどうなるかは今の段階では全くわかりませんが、かなり相対する結果が予想されると思います。今、大橋先生がおっしゃいましたように、かなり慎重に。やはりメンバーの中にPTAの代表という形で入っておられますので、これがイコール保護者の代表なのですから、重複とは言えませんが、少しやり方なり、開催するかどうかについては、もう一度考える必要があると思います。

教育部長) スケジュール案ということで、自治基本条例ができた関係で、懇話会だと限られてしまう感じがします。アンケートもある程度限られてきます。全部返ってくればいいのですが、もう少し広めて、保護者や一般の町民でもいいですが、そういう方にも意見が欲しい。今、曾根田さんが言うとおりの、大多数が給食をやってくれと言って、逆の方向になったらどうするのとか、そういうことになってしまいますけど、それも想定されますが、一応、皆さんの意見で、お年寄りから子どもまで意見を聞いた中で、教育委員会として決めたいという思いで載せたわけで、本日、いろいろ意見が出ましたので、もう一度再考していきたいと思います。

大橋委員) それはまずいですよ。そうしたら、プールのとき、何でもいろんな意見を言った人が話を聞いてくれないのかと、またそこでぶり返すじゃないですか。だから、そこはまずい。本当にこれうまく先導してやらないと、また同じことが起きますよ。また会長なり何なりが嫌な思いをしますから、何代にもわたって。ここはしっかり先頭切って、やる、やらない、きっちりやってやらないと。僕はそこだけです。

曾根田委員) 福島部長が言ったのは、多分、自治基本条例ができたから、住民参加でというのが根底にあるから、はっきり言うと町長の意向もあると思います。反論すると、アンケートが一部の人間とかおっしゃったけど、だったら、アンケートをとる時に、どういう対象で、どういう人数でやるかというのを、事前に精査して決めればいい話でしょう。回収がどうのこうのと言ったけど、それは例えばいろんな回収法があると思うので、努力すればいい話であって、僕はアンケートをいろんな階層、年代の人の意見を取り入れていくような方法であれば、あえて今おっしゃったような保護者のほうの、一般町民とか、そういうのは全く意見聴取する必要はないと思っています。

委員長) 私は、アンケートの中身を聞こうかなと思っていました。今、曾根田委員が言われたように、対象者だとか、およその人数だとか、中身まではまだ検討はされていないと思うのだけど、アンケート次第によっては、意見聴取の部分をまた考えなければいけないのかなという印象ではあります。アンケートについて、今の案としてどういうことがありますか。

学校教育課長) 現在アンケートについては、小中学校のそれぞれの子どもたちと保護者はやっていこうと考えています。また、広げて全町民的に考えるのだったら、その部分は抽出的になるのかなと。ただ、保護者、子どもたちは全体に入れて

いきたいと考えております。

委員長) そうすると、教員の意見は、校長が出ているからということで懇話会の中で、意見を聴くということですか。

学校教育課長) 校長が出ているということで取りまとめるというのもありますし、必要なら学校の先生との話し合いをするということは考えていますが、アンケートという形では、今のところは考えていません。

委員長) 食の教育ということであれば、実際教育に携わっているのは教員なので、その辺の教員の意識、考え方あたりも、しっかりと把握しておかないといけないのかなという意味で言いました。

大橋委員) 今、委員長がおっしゃったとおりに、アンケートの中で時間のタイムスケジュールを載せてここに給食が入ると何分どこが削られるということも書いておかないと、ただやれやれというのでは困ると思います。今度、その子たちが中学校へ行って、給食の時間になりました、「えっ、何分で食べなきゃいけないの」なんていうことになってからもまた話が混乱するので、そこはちゃんとアンケートに記載してほしいです。

学校教育課長) やはりカリキュラムの関係で、先生方から聞くと、今のカリキュラムの中では、学校においてはかなり厳しいだろうと。また、建築や工事的な負担であったりとか、財政的な負担であったりとか、そういうような条件は知らしめた中でやっていかないと、ただやれやれと、気持ちだけだと、みんなやれと言う事ことになってしまいますから、実施に関する課題であったり、教育委員会が先導してはいけないと思いますが、きちっと考えてもらうような資料は出さなければいけないと思っています。

大橋委員) そこは出していくということですね。

学校教育課長) それは出さなければいけないです。

教育部長) 今言われたとおり、費用負担がこれだけ掛かりますなど、というような資料を他の自治体はつけています。例えば、平塚市も資料編でアンケートと一緒につけています。それは、当然必要だと思しますので、ただアンケートの質問・答えだけではなく、このような資料はつける予定です。

曾根田委員) あともう1点、昨日、札幌で事件があったと思いますが、O157の事件です。学校ではなくて老人センターですけれども、集団発生したというのがあるので、その辺も情報収集を踏まえた上できちっと対応していかなければいけないと思いますので、そこはアンテナを高くして行ってください。

青山委員) もう一つ。公募町民の件ですけれども、1日から公募が始まって、きょうが締め切りですけど、どんな状況ですか。

学校教育課長) まだ今日現在来ていない状況です。

教育部長) 2人ぐらいは何とかお願いしたいと思っていますが、来ていませんので今のところ何とも言えません。

青山委員) ただ、子どもの給食に思い入れのある方もいると思いますので、もし締め切っていないようでしたら、また別の手段で是非お願いします。

学校教育課長) そうですね。追加で募集しないといけないと思っています。

委員長) そうすると、その公募については、このままゼロということで、公募町民の部分について誰もいないということはないように考えていくということですね。再公募するのですね。

学校教育課長)　そうです。

委員長)　5人になるかどうかはまだ。でも、以内ですからね。

それでは、各委員からご意見等いただきましたけれども、本日、指摘された箇所について修正して、設置要綱を制定した後、進めていくことになります。それでよろしゅうございますか。

協議事項第2号　生涯学習推進計画の策定について

生涯学習課副課長)　協議事項第2号　生涯学習推進計画の策定について、ご説明をいたします。平成15年に策定しました、大磯町生涯学習推進計画につきましては、平成24年度で10年の計画期間が終了いたします。資料の鑑を1枚おめくりください。1ページから7ページまでは、今年度策定を予定しています、新たな平成25年度からの推進計画の骨子案です。「骨子」とは、計画全体を構成するうえでの要点です。計画の策定にあたりましては、昨年度設置しました、学識経験者として東海大学名誉教授1名、各種団体委員、及び一般公募者1名の方々の6名で構成しています、「大磯町生涯学習推進計画検討会」並びに、今年度設置しました、各課職員、生涯学習課長を含む11名で構成した「大磯町生涯学習推進連絡調整会議」において、骨子について検討し、意見を得て作成しているところです。新たな計画の特徴は、8ページの比較表に基づいて、ご説明します。ここでは、9つの項目別に比較しておりますが、変わった点は、太字でお示ししてあります。特に前期計画との違いは、大きく3つあります。項目の7つ目、施策の方向性と8つ目の主な施策の展開において、本計画はあらゆる世代を対象としているので、子どもの施策を展開すると明記していること、また、項目の6つ目、基本施策において、新たに、文化項目を加えて、施策を展開すると明記していること、そして、項目の最後の推進体制において、町民と町との協働体制で進めていくことです。9ページは、策定のスケジュール表です。実施項目7番目が本教育委員会定例会です。本日は、大磯町生涯学習推進計画　骨子案について、協議事項として提出させていただき、委員の皆様のご意見を頂戴して、骨子を確定してまいります。推進計画自体は、骨子をもとに、肉付けをし、素案を作ってまいります。今後は、素案作成に入り、本委員会には、10月定例会において、素案についての、ご協議をお願いし、10月末の11月広報には素案への意見募集記事を掲載して、パブリックコメントを得てまいり、12月に計画案についての報告と社会教育委員会への諮問案についてのご協議を、また、翌年の1月に再度計画案のご協議をお願いし、最終的には2月に付議をしてまいります予定です。

(質疑応答)

曾根田委員)　ぱっと見てよくまとまっているなと思いました。結構つくるのは大変じゃないかなと思っています。その上でちょっと質問したいと思います。

まず、1ページ目の「計画の趣旨」のところ、下から3行目に「これらを踏まえ、大磯町では」という文章があると思います。これは「前計画以降」とありますが、間違いではないですけれども、できれば「前期基本計画」としたほうがいいのか。なぜかというのと、「前計画」と単純に読んでくると、

背景がないと、例えば今ある生涯学習計画の前、15年前のものかなという感じもします。今の計画が前期、現期、それから後期、3段階になっていて、「前期基本計画」にしてもらえたらどうか。それから、2点目、「計画の性格」の(1)の後段の文章で、「そして、」で以下の文章で、「町の多くの人々の生活課題がいつでも解決できるような道筋がみえてきたとき」云々の言葉がありますが、ここはよく理解できない。どういう意味で捉えていますか。

委員長) それでは、その2点が今出ましたので、よろしく願います。

生涯学習課副課長) まず、1点目の1ページ目、「計画の趣旨」の下から3行目、「これらを踏まえ、大磯町では前計画以降……」というところです。ご指摘のとおり、こちらについては、「前期計画」という形で修正してまいります。

それと、2点目の2の「計画の性格」の(1)「大磯町の生涯学習とは」ということで、後段のところの「町の多くの人々の生活課題がいつでも解決できるような道筋がみえてきたときに、本当の……」、こちらについては、町の多くの人々の生活課題というか、課題に応じた学習機会の提供等を行いながら、人それぞれの生活課題について、いつでも解決できるような、要するにシステム、道筋が提案できたときに、本当に大きな生涯学習の構築ができるということになりますという意味で、記載しました。こちらにつきましましては、今後、素案の作成に当たって、わかりやすい表現で、ご指摘のわかりにくいというところがないような形でつくり上げてまいります。

曾根田委員) 勝手な僕の考えですけど、例えば、この第四次計画の中にもある生涯学習の項目、つらつら読んだ中で、基本、多分、骨子はこういう意味ではないかなと思います。ともに学ぶことを通して相互のふれあいを高めて、その楽しさを知り、喜びを分かち合うことができ初めて真の生涯学習社会が生まれるというようなイメージだと僕は思いますが、そういった表現が私は好きかなと個人的には思っています。

生涯学習課副課長) 今のご意見書きとめましたので、計画策定会議に投げまして、今後協議の際に、変更、修正等でまたお見せいたしますので、よろしく願います。

曾根田委員) 幾つかまだありますけれども。

委員長) ほかの人は。

大橋委員) どうぞ、どうぞ。

委員長) では続けてください。

曾根田委員) それから、(2)は「てにをは」ですけども、「大磯町の文化創造とは」となっている。その次の行、「長い年月をかけて郷土が培い」とあります。これはいいのかもしれませんが、表現的に「郷土が培って受け継がれてきた文化や文化財」というような話ですが、個人的な意見では、郷土がこういったことを培ってきた表現ですけども、それでいいのかどうかと少し思っただけです。郷土もそうですが、町民というか、全体のイメージを捉えたほうがいいかなと思います。それから、その下に「地域に根ざした郷土の文化財や伝統行事など」云々とあります。これは間違いなく第四次計画の中の基本構想の文言にありますが、これも参考にしてもらえばいいと思います。今までの前段に書いてある趣旨を踏まえると、「町民共有の財産であるこれら地域に根ざした郷土の文化財や伝統行事など、町民と町が協働体制をもって……」云々という趣旨のほ

うが僕はいいかなと思いました。「地域に根ざした」から「必要です」までの話で、言葉は同じ意味でしょうけど、「町民共有の財産であるこれら地域に根ざした郷土の文化財や伝統行事などは、町民と町が協働体制で将来に伝えていくことが」、これが自分の感じなので、参考にしてもらえればいいと思います。

それから、2ページの4の「計画の位置づけ」のところで、4行目、「施策大綱には『ゆとりを育む生涯学習の推進』と『地域に根ざした文化の継承』とありますが、「創造」が抜けていませんか。ここにある、30ページが一番上です。

生涯学習課副課長) まず1点目の1ページ、(2)の「地域に根ざした」のところへ「町民共有の財産ある」という字句を一言入れる。こちらにつきましては、今後修正を加えてまいります。また、2点目のご指摘の2ページ、4、「計画の位置づけ」、こちらの「地域に根ざした文化の継承」ではなく「文化の継承と創造」というふうになっているというご指摘につきましては、ご指摘のとおり、総合計画から持ってきた理念ですので、「文化の継承と創造」と修正します。

曾根田委員) それから、3ページの5、「前期生涯学習推進計画の振り返り」で、2行目、「5つの施策の大綱に沿って検証し」とありますが、5つの施策の大綱は、まちづくりの目標としては5つですけど、施策の大綱という意味では4つではないかなと思います。なぜかという、生涯学習推進について述べるに当たって、4つの施策の大綱というのがありますが、このうちゆとりを育む云々と、地域に根ざした云々というのが入ってきていると僕は思いますが、いかがですか。

生涯学習課副課長) 3ページ、「前期生涯学習推進計画の振り返り」、こちらは骨子ですので、これがこのまま「振り返り」という形で入っていくものではありません。それで、ご指摘の5つの施策の大綱に沿ってという検証ですが、こちらの表記がわかりにくく大変申し訳ありません。この5つの施策の大綱というのは、前期計画のです。1、生涯学習推進体制の整備、2、ライフステージに応じた学習機会・活動の充実、3、学習情報の提供と相談体制の整備・充実、4、人材の育成と活用とネットワーク化、5、生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化という前期計画における施策の大綱に沿って検証するということであり、今回の新計画の大綱に沿って前期の計画を継承するということではございません。この5つの施策というのは、前期計画の5つの施策ということです。

曾根田委員) では私の間違いですね。すみません。

それから、4ページ目、これは単純ですけど、8の基本施策です。(2)の後段、「町民のボランティアを中心として」とありますが、ボランティアを中心とするのか。ボランティアとの連携協力と僕は思っていますが、どうでしょうか。

生涯学習課副課長) こちらにつきましては、基本施策として、人材の育成と活用・支援を行っていくという中で、こちらについての説明を2行でしたものです。「町民のボランティアを中心として」ということで、ご指摘のとおり、ボランティアを中心として連携・協力という形になりますので、ボランティアが中心ではなく、それぞれのネットワークを組んで、連携・協力をしていくという意味です。こちらにつきましても、今回の骨子案の中でこのようになっておりますが、素案に当たって、ボランティアとの協力・連携という主旨で考えてまいります。

曾根田委員) こういうふうに変える必要はないですよ、私の感じですので。

それから、(5)「総合的な生涯学習の推進」とありますが、これは体制づく

りというイメージですね。

生涯学習課副課長) はい。

曾根田委員) 真ん中辺で、「町、そして住民」とありますが、ほかの文言が全部「町民」で統一されているので、「町民」がいいかなと。

それから、「望ましい生涯学習社会に至るために」とありますが、積極的にこうしていくという意味からすると、「望ましい生涯学習社会実現のために」がいいのかなと思いました。あと、10の「施策の体系」の中で幾つかありますが、全体的にはよくできているかなと思います。「子どもの成長を支える学習機会の提供」という一番上の「施策の方向性」の中ですが、これも聞き流してもらえばいいけど、「次世代を担う人づくりのための」というか、そんなイメージで僕は捉えました。それから、「課題に応じた学習機会の提供」とありますが、環境、人間関係、高齢化という③、④、⑤の施策について、ここで入れたのは何かありますか。生涯学習と全く関係ないわけではありませんが、なぜ入れたかという理由を聞かせて下さい。

生涯学習課副課長) 2点目について、でよろしいでしょうか。「課題に応じた学習機会の提供」のところで、「主な施策の展開」の理由というところ、これはあくまで主な施策ですので、これ以外にもいろいろな施策が展開されると思います。こちらに明記した中で、人権、環境問題、高齢化につきましては、現在の課題、例えば、人権についての学習機会の提供が必要ではないか。また、3点目の環境問題につきましては、原子力発電とか、ごみ問題、そういう環境問題が昨今大変になってきていますので、必要ではないか。また、5点目の高齢化につきましては、大磯町では30%近くの高齢率になっている状況であり、この課題についても、施策の展開が必要ではないかということで、主な施策の中にこの点を記載しております。

曾根田委員) では、次に、2の(2)、「指導者の育成と積極的な人材活用」というところで、②の「発表の機会提供」とありますが、これは「学習機会の充実」に入るのではないかなと思ったのだけど、いかがでしょうか。

生涯学習課副課長) 主な施策のところで、「発表の機会提供」と記載しているものにつきましては、生涯学習課では、現在、人材登録というものを行っております。いろいろなジャンルの方たちに人材登録をしていただいて、これから学習をしたい方に、情報を提供する場という、人材バンクのようなものがあります。その方たちに登録をしていただいただけで発表の機会等もないというところもありますので、例えば人材登録者の活用の発表の場として機会を提供していく。それらのことを踏まえまして、記載をしております。

曾根田委員) わかりました。そういう意味では、育成の中にも入ると考えておられるのかな。それから、3の(2)の②、「学習相談体制の整備」とありますけれども、学習相談体制の整備というのは、「総合的な生涯学習の推進」という中ではないですか。体制づくりではないですか。

生涯学習課副課長) 「学習相談体制の整備」というのは、あらゆるところで、例えば学校についても学習の相談体制があつたり、あと生涯学習について、例えばどういふものを勉強したいという相談体制があつたり、あらゆる場所で学習相談の窓口があるところです。そちらを整備しまして、総合的な学習体制、要するに、どこに行けばどういふものがわかるというような、各部署で行われている

もののネットワーク化を含めて整備を行っていきたいということから記載をしたものです。

曾根田委員) わかりました。

5のところで、(1)(2)、「推進体制の整備」と「参画と協働体制づくり」とは、あえて分けた理由って何かありますか。

生涯学習課副課長) こちらの「総合的な生涯学習の推進」のところの(1)(2)に分けた理由ですが、(1)につきましては推進体制、こちらのほうは推進の組織づくりのことを主として書いてあります。主な展開を見ていただくように、まず町民による推進の組織を設置する。あと、庁内組織を組織する。それに対して町民の皆さんの生涯学習のニーズを把握するという内部的、ハード的なところで書いてあります。(2)につきましては、「参画と協働体制づくり」ということで、これにつきましては、町とか民間であるとか、そういう枠を越えた何か仕組みづくりができないか。例えば民間でやっている広報活動について、町のほうの情報でも提示ができないかとか、民間を含めた全町内的なネットワークができないか。あと、民間施設について、協力ができないかというような検討を含めた、町民全体、町と町民、住民が協働体制でできるいろいろな仕組みができないかということで、こちらのほうで(1)と(2)に分けたところ

曾根田委員) 要するに、ハード、ソフトという面から分けたということですか。

生涯学習課副課長) はい。

曾根田委員) わかりました。文言だけを読んだので重複している部分があるのかなと思ったので、それは理解しました。それから、7ページ、指標2のところ①から④まであります。これはどちらかという町アクションに対する評価になっていると思いますが、例えば、参加している町民とか、そういう方みずからの行動に対する自己評価というのは何かないですか。

生涯学習課副課長) こちらの指標2につきましては、また別のところでもいろいろご指摘を受けているところで、今、骨子(案)としてこちらのほうに提示をさせていただいているところなのですけれども、この指標2につきましても、今後また検討が必要かと思えます。現在、町側のことではなく、町民のことについてご意見をいただきましたけれども、もっと具体的な町民の人たちの数字的にあらわれるものが必要なのではないかというご意見もいただいていますので、今回、骨子(案)として提出させていただいたのですが、この点につきましては、もう少し検討が必要ということで、今、委員からいただいた意見を含めて、こちらの指標の2につきましては、検討し直してまいります。

曾根田委員) 最後、最終ページの策定スケジュールの中でちょっと教えてほしいのは、2行目の策定検討会と調整会議がありますが、この中に「郵送による報告」とありますが、調整会議は役場の庁舎内の人ですよ。

生涯学習課副課長) 3番目の調整会議、「郵送による報告」は間違いです。

曾根田委員) 上のほうは？

生涯学習課副課長) 上のほうは外部会議で、委員が6名おります。郵送による報告という形にいたしますが、会長につきましては、月に2回ほどこちらに来ていただいで調整をしております。委員全体については年2回の会議開催ということになっております。連絡調整を取りながら、つくり上げてまいります。

曾根田委員) そこは問題なくて、庁内は違うと思いました。

生涯学習課副課長) 庁内は郵送ではありません。

曾根田委員) それから、政策会議、昨日もやっていると思いますが、8月14日、「協議」とありますが、何をどのように協議しましたか。

生涯学習課長) 昨日、政策会議で報告をいたしました。本日協議をお願いしております、骨子(案)をそのまま提示して、意見をいただいたところです。これからいろいろな関係団体にもご意見をいただきます。今、ご指摘いただいた5ページ以降、施策の体系ですとか、あるいは指針の部分を骨子(案)として出すのはどうだろうかというような意見もございましたので、本日の定例会の協議のご意見とあわせて、もう一度骨子(案)の最終的な形は考えていく必要があると思っています。報告という形で政策会議に出しまして、ご意見をいただきました。

曾根田委員) 政策会議で今おっしゃった骨子の中にそういった目標とかを入れるのはいかがなものかという話がありましたが、それはどういうスタンスですか。

生涯学習課長) まず1つは、この「施策の体系」の中の「主な施策の展開」が、やはり今、曾根田委員からいろいろご意見があったように、ちょっと誤解を招く部分があるのではないかと。例えば施策の展開は、基本的にもっともつとついろいろな施策があり得るわけで、例えばここに4項目あるいは2項目というような形で出してありますけれども、それだけではないですね。これから素案をつくるに当たりまして、具体的にこれをもっと文章化、肉づけをしながら、生涯学習課だけではなくて、町全体の各課でいろいろな施策をしていますので、そういうものを加えていく必要があるだろうということで、骨子(案)にこういう具体的な施策の内容を書くには、今の段階ではまだ誤解を招く可能性があるというようなご意見もありました。それから、指標につきましても、まさに先ほど曾根田委員からご発言がありましたように、これもやはり、指標としてこの3つの指標が骨子の中に挙げるものとしてふさわしいのかどうかというような意見もございました。

曾根田委員) わかりました。あと何か、これはという光る意見がありましたか。

生涯学習課長) 1つ指摘されたのは、学校教育とのかかわりといいますか関係がいまひとつ見えてこないというような、そういうご意見はありました。生涯学習というのは当然、学校教育も含めた大きな範囲の中で考えていく必要があるにもかかわらず、学校教育についての方向性みたいなものの中に見えてくるのかどうかというような意見はありましたので、そのあたりはもう一度確認をして参ります。

曾根田委員) それに対しては、メインは生涯学習なので、当然包含されるのですが、学校教育については、例えば参考程度にこんな活動というぐらいで僕はいいと思っています、それを同じようなレベルで設ける必要は全くないと思う。

委員長) いろいろと各委員から意見をいただきました。そのほかにはいかがでしょうか。私のほうで細かいところですけど、1ページで「計画の趣旨」の下から2行目、趣旨のところなので、はっきりとわかるように書いたほうがいいのかということで指摘をしたいのですが、「ゆとりを育む生涯学習の推進と地域に根ざした文化の継承と創造することで」という、そのところが日本語としてどうかと。代案はないですけども。「文化の継承」というのは体言どめです

ね。「と創造する」というのをくっつけてあるので、日本語としてつながるのかなということです。文化の継承と文化の創造というのは、あらゆる場面で出てきている。言わんとしていることはわかりますが、後ほどまた検討していただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

青山委員) 今回の案の中では、子どもの施策を入れていただきました。今までない部分で、当然入っていてしかるべきだったなと思いますけれども、今回そういう部分があっという間という感想を持ちました。

言葉の部分で細かくて申し訳ありませんが、4ページの7の「基本計画」のところ、文章の上から3行目、「学びあい、伝えあい、つながりあい」というところですけども、「つながりあい」ではなくて、つながりあうのだから、「つながりあい」かなと思いました。言葉は何が正確か自信はありませんが、少し違和感を覚えたので、「学びあう、伝えあう、つながりあう」という感じかなと思いました。ちょっとその辺、読んでいて一つだけ申し上げました。

委員長) 何か、スローガンじゃないけど、合い言葉みたいなものがありますか。括弧書きになっているということは。

生涯学習課副課長) これは、キャッチフレーズとでも言いますか、この基本理念を括弧書きしているものです。学びあって、伝えて、継承という意味でのつながりあいをイメージしています。

青山委員) ちょっとイメージが違うので。

生涯学習課副課長) もう一度検討したいと思います。

委員長) ほかにいかがですか。

それでは、各委員からご意見をいただきましたけれども、本日のご意見等を参考にさせていただいて、引き続き策定作業のほうを進めていくことにしたいと思います。それではよろしく願いいたします。

報告事項第1号 平成23年度教育委員会所管決算見込みについて

教育部長) 報告事項第1号、平成23年度教育委員会所管の決算見込み額等について報告いたします。まず、私の方から、一般会計全体について、報告します。一般会計、歳入の全体としては、予算額99億8,685万1,000円に対し、調定額102億5,272万1,709円、うち収入済額99億1,572万3,872円。対前年伸び率5.3%、不納欠損2,685万7,204円、収入未済額3億1,014万633円の予定であります。次に、歳出になります。予算額99億8,685万1,000円に対し、支出済額95億6,266万5,521円。対前年伸び率5%、翌年度繰越額1億1,002万1,125円、不用額3億1,416万4,354円となる予定でございます。次に、教育委員会所管の支出に係る決算見込額等については、各担当課長が説明しますので、よろしく願いします。

子育て支援課長) それでは教育委員会所管歳出見込額をご覧ください。子育て支援課関係につきましては予算科目にございます、児童福祉費と3項目飛ばした幼稚園費が予算科目になりますので併せて説明いたします。まず児童福祉費についてですが、決算額は10億2,774万4,452円で、これは前年度決算と比較すると2,065万円ほど減ということで前年度比2%減となっております。次に幼稚園費についてですが、決算額は1億6,318万95円で、これは前年度決算と比

較すると6,267万円ほど減ということで前年度比27.7%減と大幅に決算額が減っております。主な理由としては、たかとり幼稚園園舎工事を平成22年度に実施したことによります。繰越額も説明させていただきます。児童福祉費の関係で児童措置費の繰越額は、300万円となっております。内容としては、児童手当制度改正に対応するため、システム改修費を3月に補正をしまして、それを繰越したものです。子育て支援課関係は以上となります。

学校教育課長) 続きまして学校教育課関係につきましては、教育総務費から中学校費までの義務教育に係る予算科目となります。まず教育総務費についてですが、決算額は1億8,372万3,221円で、これは前年度決算と比較すると1,000万円ほど増ということで前年度比5.8%増と決算額が伸びております。次に小学校費についてですが、決算額は1億7,529万1,347円で、これは前年度決算と比較すると2,861万円ほど増ということで前年度比19.5%増と決算額が伸びております。増の理由としては、学校プール整備事業において国府小学校プール整備工事を実施したことによります。次に中学校費についてですが、決算額は1億2,606万8,264円で、これは前年度決算と比較すると4,657万円ほど増ということで前年度比58.6%増と大幅に決算額が伸びております。増の理由としては、国府中学校グラウンド改修工事を平成23年度に実施したことによります。繰越額も説明させていただきます。小学校費の関係で学校管理費の繰越額は、165万3,460円となっております。内容としては、学校プール整備事業工事請負費の継続費の執行残額を逓次繰越したものです。

生涯学習課長) 続いて社会教育関係につきましては、社会教育費が予算科目にあたります。決算額は、1億3,302万6,528円で、前年度決算額と比較すると397万円ほどの減となり、前年度比3%減と決算額が減っております。なお、前年度には国の緊急雇用創出事業臨時特別交付金およびふるさと雇用再生特別交付金を活用した事業費として雇用対策費の予算科目がありましたが、事業の終了にともない、23年度は科目の設定はございませんでした。以上が、平成23年度教育委員会所管の決算見込み額の概要でございます。

(質疑応答)

曾根田委員) 一般会計歳入見込み額で、調定額は収入済みと不能欠損と収入未済額を足したものになるのですよね。調定額と内訳額の合計が一致しないが。

教育部長) そうです。予算額の約99億8千万円というのは予算作成時、前年度の11月くらいに確定する数字です。調定額というのは年度が始まってこれだけ入ってくるという国庫とか他の特財等が入ってきますので、予算額をオーバーした金額で約102億円となっております。その内訳として収入済額が約99億1千5百万円と不能欠損額約2千6万円と収入未済額をプラスしたのが調定額となります。

曾根田委員) 参考に不能欠損とはどのようなものがありますか。

教育部長) ほとんどが税で、滞納分が5年経過したものです。

曾根田委員) 保育園費の不要額、750万円は子ども手当の分ですか。

子育て支援課長) 保育園の委託の関係です。

曾根田委員) 小学校の学校管理費の増は大磯小学校のグラウンド改修工事の関係ですか。

学校教育課長) いろいろな積み上げです。教職員用のコンピュータの導入等もあります。

曾根田委員) 中学校の学校管理費の方の減はグラウンド改修工事が国庫対象になったからですか。

学校教育課長) これは入札の残です。

その他

学校教育課副課長) 前回の定例会の時に大橋委員からの質問で「小・中学校で使用する教科書の採択年度が異なる理由」についてですが、曾根田委員が文部科学省に行かれたときに、直接聞いていただきました。ありがとうございます。それにつきまして私の方から説明させていただきます。流れとして、教科書発行各者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成します。それを文部科学大臣の諮問機関である、教科用図書検定調査審議会は、この各発行者から申請された図書を審議するとともに、教科書調査官による調査が行われます。その審議会の判定に基づいて、文部科学大臣が検定の可否の決定を行います。合格した検定済み教科書として認定されるためには、この過程において厳正に、それぞれ作成・調査・研究が行われる必要があります。多岐にわたる教科を小・中学校あわせて、一定期間内で、これらを作成して、審議して、調査することは、正確性が損なわれる可能性があります。また、物理的にも難しいこと、更には教科書の作成、審議、調査において、より慎重に、より正確を期するためにも、あえて小学校と中学校の作成、審議を1年ずらしたということです。もう1つ、曾根田委員からの質問で「PTA会費の使い方」についてですが、平成23年度分について、各学校・園に問い合わせたところ、特にPTA活動のほかに、学校や子どもに直接反映するような支出の部分がいくつかあるようですので、細かい部分については、支出が混ざっているところもあり、資料を取り寄せているところです。例えば、環境整備でもPTAのボランティアが活動するために、掃除用具を買うケースもあれば、カーテン、ストーブ、黒板消しクリーナーなど不足している買い足しの購入があったり、部活動の援助でネットの購入、校外学習の班別行動で使う、ガイドブックをPTAで購入したりしています。なお、施設修繕はありません。すべて、PTA総会にかけて承認を受けているので、不正ということはないのですが、まず、教育委員会として、さらに予算要求に努めることが必要です。そして、PTA活動が介在するような、本来の会費の望ましい使い方について、各単位PTAに投げかけて、PTA組織のなかで検討していただくことが必要であると思います。

教育部長) 次回の定例会は9月26日水曜日午前9時から図書館で行います。午後からは大磯幼稚園への訪問がありますのでよろしく願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 9 月 26 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____